

## 海外商品先物取引等の規制の整備に関する意見書

2008年6月19日  
日本弁護士連合会

### 第1 はじめに

現在、経済産業省の産業構造審議会商品取引所分科会海外商品先物取引等小委員会において、海外商品先物取引等の海外商品デリバティブ<sup>1</sup>に関する規制の整備が検討されている。海外商品デリバティブの分野は投資者保護のための規制が極めて不十分であり、この間多くの消費者被害事件が発生している。

当連合会は、投資商品に関する横断的規制の整備を求めて、これまで対外的な意見表明を重ねてきたが<sup>2</sup>、上記の状況を踏まえ、投資者保護の観点から、改めて海外商品先物取引等海外商品デリバティブに関する規制の当面の整備について、以下のとおり意見を述べるものである。

### 第2 意見の趣旨

海外商品デリバティブの規制に関して、以下の法整備を行うべきである。

- 1 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を改正し、海外商品市場における商品指数先物取引・商品先物オプション取引の受託等を同法の規制対象とする。
- 2 海外商品市場における商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引の受託等の業務は、主務大臣の許可を受けたものでなければ、営んではならない。許可を受けないで行った海外商品先物取引等は、無効とする。
- 3 海外商品市場における商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引の受託等を行う業者の業務について、次の行為規制を整備する。

勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて受託等の契約の締結を勧誘してはならない。

適合性の原則に関する規定を設け、同原則に違反した取引は取り消すことができ、また、損害賠償請求ができるものとする。

---

<sup>1</sup> 本意見書では、商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引及びこれらに類似する取引を総称して「商品デリバティブ」という。商品デリバティブのうち、海外商品市場において行われる商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引及びこれらに類似する取引（先物取引等に類似する取引）を「海外商品デリバティブ」、国内の商品市場において行われる商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引及びこれらに類似する取引（先物取引等に類似する取引）を「国内商品デリバティブ」という。なお、国内外の商品市場の外で行われる取引を「市場外商品デリバティブ」という。「『ロコ・ロンドン金取引』商法」は、委託者から証拠金を受け入れて海外の商品価格を指標として差金決済を行う取引であり、市場外で行われる先物取引等に類似する取引である。

<sup>2</sup> 投資商品に全般に関するものとしては、「金融サービス法の制定を求める意見書」（2004年5月8日）等。商品先物取引に関するものとしては、「商品先物取引制度改革意見書」（2003年11月21日）等。

取引の重要な事項に関する契約締結前の書面交付義務、及び、説明義務に関する規定を整備し、業者が説明義務に違反した場合は損害賠償義務を負うこと、及び、説明義務違反と損害の発生との間の因果関係が推定される旨の規定を設ける。

委託者資産の分離保管の規定を整備する。(業者は、委託者から預託を受けた金銭等を、当該業者のその他の財産から分離して信託会社等に信託する等の措置を講じなければならない。)

- 4 商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引及びこれらに類似する取引の商品取引市場によらない取引(但し、当業者及び金融機関により行われる取引を除く。)を禁止し、同禁止に違反する取引を無効とする。

### 第3 意見の理由

#### 1 規制の概要と被害の実情

商品デリバティブの規制に関して、国内の商品デリバティブについては商品取引所法が規制の網をかけているが、海外の商品デリバティブについては、政令で指定されている海外商品市場における先物取引の受託等について「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」により不十分ながら規制が行われているものの、政令で指定されていない海外商品市場における先物取引の受託等、海外商品市場における商品指数先物取引や商品先物オプション取引については、業法上の規制は行われていない。「ロコ・ロンドン金取引」商法<sup>3</sup>等、海外の商品価格等を指標とする証拠金取引については、国内に商品市場類似施設を開設してこれらの取引を行う場合には、商品取引所法第6条(商品市場類似施設の開設の禁止)の規制が適用されるが、規制が十分に整備されているとは言いがたい。

このように、海外商品デリバティブの分野では規制が極めて不十分であることから、多数の消費者被害ないし投資者被害が発生している。

国民生活センターの調べによると、「海外商品先物取引・海外商品先物オプション取引・『ロコ・ロンドン』まがい取引等」の苦情相談件数は、2006年度で900件超であり、2007年度も2月末日の時点で900件に迫る件数となっている。「海外商品先物取引」は近年減少傾向にあるものの、依然として苦情相談件数は高い水準にあり、「海外商品先物オプション取引及び『ロコ・ロンドン』まがい取引等」については2006年度に急増し、2007年度も大幅に増加している。

国民生活センターは、海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引に関する相談事例からみた問題点として、取引の知識、経験、余裕資金のない高齢者や若者をねらった勧誘、断りきれない執拗・強引な勧誘、リスク等の説明が不十分、「絶対に儲かる」といった説明、無断売買、手数料稼ぎ、やめさせてもらえない、清算金が支払われない、連絡が取れないなどのトラブル、等を指摘している(国民生活センター「海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意!」2006年7月6日公

---

<sup>3</sup> 「ロコ・ロンドン金取引」商法は、「ロンドン渡しの金現物価格」を指標として差金決済を行う取引であり、顧客が証拠金(保証金)を預託して行う「投資商品」として勧誘・販売されているものである。

表）。また同センターは、「ロコ・ロンドン金取引」商法に関する被害事例として、70歳代の高齢者が、たった2日で100万円以上の損をした事例、執よう・強引な電話勧誘を受け、借金までして取引をしたが、150万円も損をした事例を紹介している（国民生活センター「新手の投資詐『ロコ・ロンドン金』に注意！」2007年1月12日公表）。

このように、勧誘・販売に問題があることに加え、海外商品デリバティブを取り扱う業者は、財務基盤が脆弱な業者が多い。経済産業省も、同省と農林水産省の調査に基づいて、海外商品先物取引等業者について、「業者の設立、廃業等については、平成17年度から平成19年度の3カ年において確認された範囲では、設立101社、廃業等28社となっている。」「同3カ年の間に廃業等を行った28社のうち10社の元役員が、前後して新設された海外商品先物取引等業者16社の役員に就任しており、改廃業を繰り返して営業を継続するという実態がみられる」と指摘している。このような実情にあることから、消費者ないし投資者が業者に損害賠償の請求を行っても、業者が破産・廃業するなどして、被害回復が図ることができない事例が少なくない。

本年5月29日、国民生活センターは、「ロコ・ロンドン金取引」商法について、「勧誘されてもかかわらない」「絶対にお金を預けない」という警告を公表した<sup>4</sup>。

被害の実情は深刻であり、一刻も早い規制の整備と執行が切望されている。

国内商品デリバティブの分野においては、国内公設市場における商品先物取引に関しても消費者被害が多発し、国民生活センターも「知識・経験・余裕資金のない人は手を出さない」（国民生活センター「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点」2004年4月15日公表）と警告していたところであるが、海外商品デリバティブの分野では、トラブルや消費者被害が国内商品デリバティブに比しても多発しているほか、荒稼ぎをした後に破産・廃業する業者も少なくないなど、悪質な事例が多い。このような実情に鑑みると、海外商品デリバティブに関する規制は、国内商品デリバティブに関する商品取引所法の規制に比しても、厳しい規律が求められているというべきである。

当連合会は、本来的には、金融商品及び商品デリバティブ等全ての投資商品を包括した実効性のある横断的規制を求めるものであるが、このような包括的かつ横断的な規制を実現することが直ちには困難である場合には、商品取引所法の改正により商品デリバティブ等に関する包括的かつ横断的な規制の制定を求めるものである。今回は、こうした法整備までの当面の対応として、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の改正に関して意見を述べるものである。

## 2 海外商品先物取引

### (1) 現行の規制

前記のとおり、政令で指定されている海外商品市場における先物取引の受託等については、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」により規制が行われて

<sup>4</sup> 本年5月26日には福岡・山口・熊本県警が特定商取引法違反の疑いが強まったとして「ロコ・ロンドン金取引」業者の強制捜査に着手し、また、同月29日には千葉県警が同様に「ロコ・ロンドン金取引」業者の強制捜査に着手した。

いる。「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」は、海外先物契約の締結前における書面の交付（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（海先法）第4条）、海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係る書面の交付（海先法第5条）、保証金の受領に係る書面の交付（海先法第6条）、成立した先物取引に係る書面の交付（海先法第7条）、顧客の売買指示についての制限（海先法第8条）、海外先物契約の締結等の勧誘（海先法第9条）、不当な行為等の禁止（海先法第10条）の行為規制、及び、海外商品取引業者に対する業務停止命令（海先法第11条）、報告及び立入検査（海先法第12条）の監督に関する規定等を定めている。（なお、海外商品先物取引には、金融商品の販売等に関する法律が適用される（金融商品の販売等に関する法律（金販法）第2条第1項第11号、金融商品の販売等に関する法律施行令（金販法施行令）第5条第3号））

#### （2）現行の規制の問題点

「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」は、規定がわずか20条しかない単なる行為法、取締法規に過ぎず、上記の規制内容は、投資商品に関する投資者保護法制としては不十分であり、規制の実効をあげ得ていない。

第1に、資産要件等による参入規制が行われていないため、財務基盤の脆弱な業者や、業務を公正かつ的確に遂行できる知識及び経験を有しない業者が参入することが可能であり、このような問題業者が、多くの消費者被害を生み出している。また、参入規制が行われていないために、行政もその実態の詳細を把握することが困難な状況にある。さらに、行政により業務停止処分等がなされても、別会社を立ち上げて従業員や顧客を別会社に移し、「社名変更した」と称してそれまでと何ら変わらない営業を続ける例さえ多数見られ、行政の指導も実効性を持ち得ない状況にある。

第2に、多くの事例が、業者による電話・訪問勧誘に端を発しており、「消費者が断ると『契約に応じないと営業妨害になり、損害賠償を請求する』『断っているにもかかわらず、取引を開始すると一方的に告げられた』などと脅かされ、消費者が断れない状況に追い込まれている事例が目立つ」「電話による勧誘が執ようなため、勧誘を断ろうと思って会ったところ、『話を聞いていると、確実に利益が出てくる気がしてくる』など、逆に説得されて契約してしまったケースや、『業者に指定された場所に行ったところ、業者の営業員が自分の車に乗り込んできた』というように業者が執拗・強引な勧誘をしている事例もある」等と指摘されているように（国民生活センター「海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！」）不招請勧誘が規制されていないことから、電話・訪問による悪質な勧誘が横行している。

第3に、顧客資産の分離保管に関する規定がおかれていないことなどから、業者が顧客からの預かり資産を運転資金等に流用することが行われやすく、こうした業者が破産・廃業した後、消費者が預かり資産の返還を受け、あるいは被害回復を図ることが著しく困難となっている実態がある。

### 3 海外商品指数先物取引及び海外商品先物オプション取引

#### （1）現行の規制

海外商品指数先物取引及び海外商品先物オプション取引は、「海外商品市場における

先物取引の受託等に関する法律」の適用対象となっておらず、その他にも業規制を行う法律は存しないため、これらの取引は業法の規制対象となっていない。(但し、金融商品の販売等に関する法律の適用対象とされ(金販法第2条第1項第11号、金販法施行令第5条第3号)また、特定商取引に関する法律の適用対象とされている(特定商取引に関する法律施行令(特商法施行令)第3条第3項別表第3の21項)。)

#### (2) 現行の規制の問題点

海外商品指数先物取引及び海外商品先物オプション取引については、業法上の規制が行われていないところが、致命的に問題である。悪質な業者は、規制の存しないところあるいは規制の手薄なところに参入して、消費者被害を拡大するものであるところ、早急な対応が必要である。

なお、上記のとおり、金融商品の販売等に関する法律や特定商取引に関する法律の適用はあり得るが、前者は民事ルールを定めるものであって事後的な被害救済の手段とはなりうるもの、被害の防止や迅速な救済の手段としては不十分であり、また、後者については、「訪問販売」「電話勧誘販売」など限定的な販売方法にしか適用がないため、顧客を車で連れ出して自社の営業所に向かわせ、そこで契約する事例が多数みられるよう、悪質な業者の違法不当な勧誘や営業を抑止する手段としては、実効性を持ち得ていない。

### 4 海外商品市場によらない海外商品デリバティブ(「ロコ・ロンドン金取引」商法等を含む)

#### (1) 現行の規制<sup>5</sup>

海外の商品価格等を指標とする証拠金取引(「ロコ・ロンドン金取引」商法等)等、海外商品市場によらない海外商品デリバティブについても、これら取引を直接規制する業法は整備されていない。但し、次のとおり、商品取引所法による規制が行われる。

商品取引所法は、基本的に国内の商品先物取引を規制対象としているところ、商品市場類似施設の開設を禁止している(商品取引所法(商取法)第6条、罰則につき同第357条第1号・第363条第1号。なお、さらに、我が国の商品取引所法上の商品取引所が開設する市場における相場を利用した賭博行為を禁止している(相場による賭博行為の禁止。商取法第329条、罰則につき同第365条))。「ロコ・ロンドン金取引」商法等は、国内において施設を開設して行う限り、上記の商品市場類似施設の開設の禁止に違反する。

また、これらの取引は、刑法上の賭博罪や詐欺罪に該当しうる。(業者(商社・金融機関等)がそのリスクヘッジや投機のために行う場合は、「正当な業務による行為」(刑法第35条)として違法性が阻却されうる。)

なお、特定商取引に関する法律の適用対象とされている(特商法施行令第3条第3項別表第3の21項)。

#### (2) 現行の規制の問題点

<sup>5</sup> 当連合会の「『ロコ・ロンドン金取引』商法の被害に関する意見書」(2007年3月16日)。

上記のとおり、商品取引所法の商品市場類似施設の開設の禁止による規制が行われているが、同規制が十分執行されていない。商品市場類似施設の禁止等により、「口コ・ロンドン金取引」商法等の規制が実効的に行われるべきことは、当連合会も意見表明を行い、関係機関に要請してきたところであるが、この間の対応は十分とは言い難い。このような不十分な規制の有り様は、悪質業者が荒稼ぎをし、さっさと会社をたたんでしまうことを許す結果となっている。今回の規制の見直しに際して、現行の規律を整備・充実するとともに、関係諸機関の対応を求めていく必要がある。

なお、罰則の規定では、商品市場類似施設を開設した業者側のみならず、投資者側も罰則の適用対象としていることも問題である。

また、これまでのところ、特定商取引に関する法律も、これらの違法不当な勧誘や営業を抑止する手段としては、必ずしも十分な実効性を持ち得ていない。

## 5 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」において改正すべき点

上記を踏まえ、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の規制内容を、抜本的に見直し、その充実を図る必要がある。その際、規制の整備が先行している国内商品デリバティブに関する商品取引所法(及び金融分野の投資商品に関する金融商品取引法)の規制内容を参照しつつ、充実した規制を整備すべきである。

### (1) 適用対象

まず、適用対象を「海外商品先物取引等」とし、その定義の内容に、商品先物取引のほか商品指数先物取引及び商品先物オプション取引を加えて、商品取引所法と同様の包括的な定義とすることにより、これらの取引を「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用対象とすべきである。なお、規制を前提として認められる取引は、海外商品市場における商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引を基本とすべきである(市場外の取引や商品先物取引等に類似する取引については後記(4)参照。)。

### (2) 参入規制

資産要件等による参入規制に関する規定を整備すべきである。この点、商品取引所法は、商品取引受託業務は、主務大臣の許可を受けたものでなければ営んではならないとしている(商品取引所法第190条)が、海外商品市場における先物取引の受託等を行う業者についても、主務大臣の許可を要するとすべきである。また、その許可基準についても、商品取引所法第193条の定めに倣い、許可申請者が株式会社であること、

許可申請者が受託等の業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その受託等の業務の収支の見込みが良好であること、許可申請者が受託等の業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その受託等の業務を営むことが委託者の保護に欠けるおそれがないこと、等を定めるべきである。なお、許可を受けない業者が海外商品市場における先物取引の受託等を行ったときには、罰則を適用すべきである。

前記のとおり、海外商品デリバティブに関しては悪質な取引が横行しており、行政規制により規制の実効を図る必要性が高い。許可制度は様々な商品デリバティブ規制(一般委託者の保護をその大きな目的の一つとしている)の実効性を担保する基本となる制

度であり（規制の違反は行政処分（その最も重いのが許可取消処分）によって担保されているという構造である。）無許可営業の存在を認めることは膨大な個別規制の全てを免れる取引の存在を認めることに他ならず、商品取引秩序と相容れないまがい取引の存在を許すことに他ならない。海外商品デリバティブにおいて、無許可営業は類型的に一般委託者の利益を害するものとして、私法上もその効果を否定するべきである。

現行法においても、海外商品市場における先物取引の受託等を内容とする契約であつて「海外先物契約」に該当しないものを無効としている（海先法第3条）。このように現行法が法に適合しない契約を無効としていることも踏まえ、許可を受けない業者による海外商品市場における先物取引の受託等を内容とする契約は、無効とすべきである。

### （3）行為規制

行為規制に関する規律を、商品取引所法の定めに倣い、必要に応じて同法の規定よりも充実した規制を整備すべきである。商品取引所法は、行為規制に関して、商品取引員が占有する商品等の処分の制限（商取法第209条）、受託に係る財産の分離保管等（商取法第210条）、のみ行為の禁止（商取法第212条）、誠実かつ公正の原則（商取法第213条）、広告等の規制（商取法第213条の2）、不当な勧誘等の禁止（商取法第214条）、損失補てん等の禁止（商取法第214条の2）、適合性の原則（商取法第215条）、受託契約準則への準拠（商取法第216条）、受託契約の締結前の書面の交付（商取法第217条）、商品取引員の説明義務及び損害賠償責任（商取法第218条）、取引の方法の別の明示（商取法第219条）、取引の成立の通知（商取法第220条）、取引証拠金等の受領に係る書面の交付（商取法第220条の2）、金融商品の販売等に関する法律の準用（商取法第220条の3）等の規定を整備しているところ、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」に規定がないものについては同法に規定をおくこととし、また、同法の規律の内容が商品取引所法の規律の内容に比して不十分なものは、商品取引所法の規律に倣って、あるいは同法の規律よりも充実した規定の整備を図るべきである。

行為規制に関しては、特に次の点を整備すべきである。

第1に、海外商品先物取引等においては、不招請勧誘を禁止すべきである。投資商品の勧誘について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて受託等の契約の締結を勧誘することを禁止すべきことは、これまで当連合会が再三にわたって要請してきたところである。金融商品取引法制の整備が行われた2006年の商品取引所法改正に際しては、参議院の附帯決議において、「今後のトラブルが解消していくかの場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること」と指摘されているところである。海外商品先物取引の分野においては、トラブルが解消しない事態にまさにあるわけであるから、この附帯決議の趣旨に鑑みても、不招請勧誘を禁止すべきである。また、投資商品に関する不招請勧誘は、現在、店頭外国為替証拠金取引について禁止されているが、外国為替証拠金取引との関係では、外国為替証拠金取引を取り扱っていた業者が海外商品先物取引等に参入しているとの指摘も行われているところであり（国民生活センター「海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！」2006年7月6日）、この点に鑑みても、海外商品先物取引等において不招請勧誘の禁止が行われるべきである。

第2に、適合性の原則に関して、業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託等の契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように業務を営まなければならない旨の規定をおくべきである。さらに、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に倣い、海外商品先物取引等においてもガイドライン等により解釈指針を示すべきである。その際、海外商品先物取引等がきわめてリスクの高い投資商品であり、国民生活センターも「知識や経験のない消費者は絶対に手を出さないこと」(国民生活センター「海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！」2006年7月6日)と警告していることなどを踏まえ、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」で示されている内容に加え、海外商品先物取引等の制度や法制の理解力等も踏まえた内容にすべきである。そして、適合性の原則違反は損害賠償請求の根拠となるとともに、同原則に違反する契約は取り消しとすべきである。

第3に、契約締結前の書面交付義務及び説明義務について、商品取引所法の規定(商品取引所法第217条～第219条・第220条の3)を踏まえ、規定を整備すべきである。すなわち、海外商品先物取引等の重要な事項に関して、契約締結前に書面を交付し、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしなければならない旨を、明示すべきである。そして、同説明義務に違反した場合、業者は損害賠償義務を負うこと、及び説明義務違反と損害の因果関係が推定されることを規定すべきである。

第4に、受託に係る財産の分離保管等については、この間、商品取引所法においても国内商品先物取引における問題状況を反映して、規定の充実が図られてきたところであり、こうした経過を踏まえて、十分な規律が行われるべきである。すなわち、商品取引所法では、1990年改正において委託者資産の完全分離保管制度が導入され、1998年改正により同制度が取次業務に拡大された。さらに、2004年改正では、取引証拠金は商品取引所に預託すべきこととされ(商取法第103条等)、また、分離保管義務について、銀行預託を廃止するなどの厳格化を図った(商取法第210条・第361条(罰則))。このように、現在商品取引所法では委託者資産の保全制度としては、取引証拠金については商品取引所への預託、その余のものは基本的に信託会社等への信託等の方法によるべきこととされている(商取法第210条)。こうした規制の充実は、国内商品先物取引において、業者が委託証拠金を資金繰りへ流用するなどして、委託者に損害を与える事態が生じてきたことによる。現在、海外商品デリバティブを取り扱っている業者は財産基盤が脆弱な業者が多く、国内商品先物取引の規制の経緯に鑑みると、前記の参入規制が行われるとしても、分離保管等に関して厳格な規制が必要である。具体的には、分離保管義務については、信託会社等への信託によることを原則とすべきである<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 店頭外国為替証拠金取引の分別管理に関して、当連合会は、「外国為替証拠金取引における分別管理に関する意見書」(2008年2月14日)を公表している。外国為替証拠金取引では、分別管理の規定が厳格を欠いているために、業者が破綻し顧客資産が保全されない事態が生じている。海外商品デリバティブにおいて、このような事態を許すことがないよう、厳格な規律が必要である。

なお、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」第8条は、海外商品取引業者は、原則として契約締結日から14日を経過した日以降でなければ売買指示を受けてはならない旨規定しているところ、同規定は（同法同条1項但書を除き）維持されるべきである。

また、2006年改正により商品取引所法に損失補てん等の禁止（商取法第214条の2）の規定が新設されたが、同規定は示談交渉の妨げとなるものであり、削除されるべきであるところ、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」にも導入されるべきではない。

#### （4）海外商品市場によらない海外商品デリバティブの禁止

「ロコ・ロンドン金取引」商法等、海外商品市場によらない海外商品デリバティブについては、商品取引所法の規制を踏まえて規制を整備するとともに、その実効を図るために商品取引所法に比して厳格な規制を設けるべきである。

##### ア 市場外の国内商品デリバティブの原則禁止

商品取引所法は、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する施設の開設を禁止し、同施設における先物取引に類似する取引を行うことを禁止している（商取法第6条、罰則につき同第357条第1号・第363条第1号。但し、当業者ないし金融機関等が自己の営業のためにその計算において行う取引を一定の要件のもとに、仲間市場（商取法第331条第1号）第一種特定商品市場類似施設（商取法第331条第2号）第二種特定商品市場類似施設（商取法第331条第3号）及び店頭商品先物取引（商取法第349条）として許容している。）。このように、国内商品デリバティブについては、商品市場によらない取引は、原則として禁止されており、刑罰の対象となる。

さらに、商品取引所法は、上場商品について、商品市場における取引によらないで、商品市場（国内の商品取引所）における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為、現金決済商品先物取引、商品指数先物取引、商品先物オプション取引と類似の取引を禁止している（相場による賭博行為等の禁止。商取法第329条、罰則につき同第365条。）

海外商品デリバティブにおいても、基本的に上記の規制枠組みを踏まえた規制を整理もしくは整備すべきである。

##### イ 商品取引所法の規制と海外商品デリバティブ

「ロコ・ロンドン金取引」商法等の取引は、海外の商品価格を指標とするものではあるが、国内に施設を開設して取引を行うものであるから、現行法においても上記の商品取引所法第6条に違反する取引である。海外商品デリバティブの規制の整理又は整備に際しては、このように現在においても規制対象となっていることを踏まえるべきである。

##### ウ 海外商品市場によらない海外商品デリバティブの原則禁止

現行の商品取引所法により規制が行われているにもかかわらず、「ロコ・ロンドン金取引」商法による被害を食い止めることができていないことから、現行の商品取引所法の規制枠組みを踏まえつつも、より端的かつ実効ある規律を整備すべきである。

すなわち、改正後の「海外商品市場の先物取引の受託等に関する法律」では、端的に、商品先物取引・商品指数先物取引・商品先物オプション取引及びこれらに類似する取引

の海外商品市場によらない取引（但し、当業者及び金融機関により行われる取引を除く。）を禁止し、その上で、現行商品取引所法における商品市場類似施設の禁止及び相場による賭博行為の禁止と同様の規定を海外商品デリバティブの分野に整備すべきである。（これらの禁止に違反する行為には、罰則を付すべきである。）

また、海外商品市場によらない海外商品デリバティブについては、「ロコ・ロンドン金取引」商法に見られるように規制の実効を図る必要性が高いこと、前記のとおり許可を得ない業者が行う取引は無効とすべきであること、海外商品市場によらない海外商品先物取引について現行法では法に適合しない取引を無効とする規定が存すること（海先法第6条）等に鑑み、前記の例外的に許容される場合を除き、海外商品市場によらない海外商品デリバティブは、無効とすべきである。

なお、商品取引所法の商品市場類似施設の開設の禁止については、仲間市場（商取法第331条第1号）、第一種特定商品市場類似施設（商取法第331条第2号）、第二種特定商品市場類似施設（商取法第331条第3号）及び店頭商品先物取引（商取法第349条）が適用除外とされている。こうした当業者ないし金融機関等が自己の営業のためにその計算において行う取引は海外商品デリバティブにおいても許容されることが検討されてもよいが、商品市場によらない商品デリバティブは、商品内容が解りにくく、商品市場における取引に比して流動性に乏しく、価格の透明性も一般に劣ることから、当業者ないし金融機関等に取引当事者を限定し、一般委託者を保護する規制枠組みは、最低限堅持されるべきである。

#### エ 海外商品デリバティブにおける相場による賭博行為の禁止

次に、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」においても、相場による賭博行為等の禁止についての規定を設けるべきである。商品取引所法第329条の規定は、適用対象を商品取引所法第2条第9項の「商品市場」における相場を利用する行為を規制対象としているため、海外商品市場における相場を利用する行為は適用対象となるないので、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」において、海外商品市場の相場による賭博行為等の禁止に関する規定をおく必要がある。その際、実在しない海外商品市場の相場を利用する外觀を作出した取引も、禁止の対象とすべきである。また、一般委託者がこの種の取引に巻き込まれる場合、一般委託者の非難可能性は存せず実質的違法性は存しないことから、一般委託者には刑罰法規は適用されない旨、明確にすべきである。

以上